

企業経営者・経理担当者の皆さま

政府は、手形・小切手の利用廃止を決定しています。

でんさい・
振込など

電子的決済サービスに 移行しましょう！

2026年まで



政府は、2026年までの約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化の方針を示しております。金融界は、2026年までに紙の手形・小切手から電子的決済サービス^(※)への移行を強力に推進しています。紙の手形・小切手から電子的決済サービスへの移行をご検討ください。

(※) 電子記録債権(でんさい)またはインターネットバンキングによる振込

電子化のメリット

✓ 印紙税や取引先への
郵送料等が不要

コスト



✓ どこでも利用でき、
煩雑な事務負担を軽減

事務負担



✓ 盗難・紛失の心配が
なく、災害にも強い

リスク



詳細は取引先金融機関にご相談ください。



動画で分かる
全面的電子化への取り組み

詳しくはこちら



電子的決済サービスをご利用いただくと

支払企業



コスト削減

取引先への郵送料がかかりません。手形の電子化を図ると、印紙代の削減になります。



事務負担軽減

手形・小切手の振出作業や郵送作業など、支払に関する面倒な事務負担が軽減されます。



リスク低減

現物がいないため、紛失や盗難の心配がなく、災害にも強いです。



受取企業



コスト削減

領収書が不要になり、印紙代の削減になります。また、郵送料がかかりません。



事務負担軽減

領収書の作成、手形の保管・管理、取立依頼事務などは不要です。



リスク低減

現物がいないため、紛失や盗難の心配がなく、取立忘れもなくなります。



資金繰りの円滑化

支払期日に自動入金されます。また、電子記録債権は必要な分だけ分割して利用可能です。



さらに



場所を選ばず利用可能

非対面・非接触での決済取引が可能で、取引先・金融機関・郵便局等に行く必要がありません。

電子的決済サービスの導入までの流れ(支払利用の場合)

STEP 1

検討・体験デモ

コストメリットの試算や、会計システム、支払手続変更の要否などを確認します。金融機関が提供している体験デモもご利用ください。



STEP 2

取引金融機関へご相談

取引金融機関にご相談ください。専門スタッフを派遣するなどのサービスを提供する金融機関もあります。ITに不慣れな方は、導入をサポートしてもらうこともできます。



STEP 3

導入

取引金融機関への申込、社内の事務手続や管理手順の見直しなどを行い、導入の準備は完了です。



STEP 4

取引先企業へのご案内

取引先企業に電子記録債権やインターネットバンキングによる振込への切替えを案内し、振込先の口座情報等、必要な情報を確認すれば、利用開始です。



株式の配当金は証券口座や銀行口座での受け取りがおすすめです

メリット

- ✓ 手間なし
- ✓ 迅速
- ✓ 安全・確実

受取の都度、銀行窓口に行く必要なし
配当金は最短で支払開始日当日に口座に入金
自動入金のため紛失やもらい忘れなし
お忙しい方や長期の留守時にも安心

証券口座や銀行口座で株式の配当金を受け取る方法には、次の ~ の方式があります。
株主様のニーズに応じてご選択のうえ、取引のある証券会社にお申し出ください。

証券口座 で受け取り たい

株式数比例配分方式

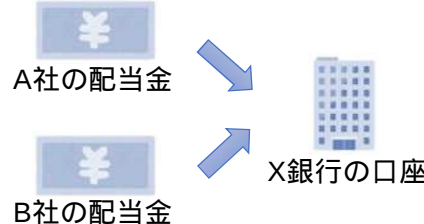
- すべての銘柄の配当金をお持ちの証券口座で受け取る方式です
- NISA口座の株式の配当金を非課税にするためには本方式を選択する必要があります



銀行口座 で受け取り たい

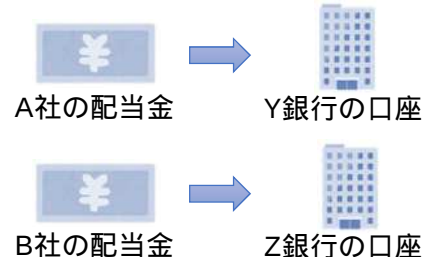
登録配当金受領口座方式

- すべての銘柄の配当金を予めご指定いただいた1つの銀行等の口座で受け取る方式です



個別銘柄指定方式

- 銘柄ごとに銀行等の口座をご指定いただき、配当金を受け取る方式です
- 銘柄ごとのお手続きが必要です



お手続きは取引のある証券会社へ

各証券会社の
連絡先はコチラ



日本証券業協会
「協会員名簿」

【ご利用の留意点】

- お取引のある証券会社等が複数ある場合には、1社に対して 株式数比例配分方式または 登録配当金受領口座方式の申込みをされると、他の証券会社等で保有する銘柄も含め、すべての銘柄について同方式が適用されます。他の方式との併用はできません。
- 1銘柄でも保有株式の管理口座が特別口座（下記ボックス参照）になっている場合、株式数比例配分方式を選択できません。ただし、登録配当金受領口座方式と 個別銘柄指定方式は選択できます。

Q. 特別口座とは、どのような口座ですか？

A. 2009年の株券電子化の際に株券を預託されなかった株主の権利を保護するために、発行会社が株主名簿管理人である信託銀行等に開設した暫定的な口座です。

Q. 特別口座に登録された株式がありますが、株式数比例配分方式を選択したい場合は、どうすればよいですか？

A. 株式数比例配分方式を選択するためには、証券口座を開設のうえ、特別口座に登録されている株式を同口座に移管する必要があります。詳しい手続きは、銘柄ごとに信託銀行等にお問合せください。

Q. 自身名義の特別口座が開設されているのかわかりません。どうすればよいですか？

A. 証券保管振替機構に開示請求することができます（有料）。詳しい手続きは、お取引のある（あるいは今後お取引予定の）証券会社にお問合せください。なお、開示請求では特別口座の開設先は確認できますが、保有銘柄や残高については確認できませんので、特別口座の開設先にお尋ねください。

各信託銀行等の連絡先はコチラ



日本証券業協会
「特別口座についてのお手続き」

開示請求手続きの詳細はコチラ



証券保管振替機構
「登録済加入者情報の開示請求制度」